

# 八幡浜地区施設事務組合火災予防条例施行規則

〔平成4年 7月 1日〕  
規 則 第 2 号

改正 平成 5年11月 1日規則第 1号 平成10年12月18日規則第 1号  
平成12年 6月15日規則第 3号 平成13年 2月27日規則第 1号  
平成13年 3月27日規則第 2号 平成17年 9月27日規則第 4号  
平成24年 1月24日規則第 1号 平成24年 3月19日規則第 2号  
平成24年12月 1日規則第 4号 平成26年 7月31日規則第 2号  
平成27年12月28日規則第 5号 平成29年 3月17日規則第 2号  
平成31年 3月19日規則第 2号 令和 2年12月23日規則第 6号  
令和 3年 2月 4日規則第 2号 令和 5年12月13日規則第15号  
令和 5年12月28日規則第16号

八幡浜地区施設事務組合火災予防条例施行規則（昭和59年規則第10号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合火災予防条例（昭和59年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（変電設備等の標識）

第3条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定による標識は、幅15センチメートル以上、長さ30センチメートル以上とし、地を白色、文字を黒色として「燃料電池発電設備」、「変電設備」、「急速充電設備」、「発電設備」又は「蓄電池設備」と表示しなければならない。

（立入禁止の標示）

第4条 条例第17条第3号の規定による標示は、幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上とし、地を赤色、文字を白色として「立入禁止」と標示しなければならない。

（禁止行為の解除、承認申請）

第5条 条例第23条第1項の消防長が指定する場所において業務上喫

煙し、裸火を使用又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同条同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第13号の申請書により、消防署長に申請しなければならない。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）別表第1に掲げる危険物及び同法第9条の4の規定に基づく危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）別表第4に掲げる指定可燃物

(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に定める可燃性ガス

(3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類

2 消防署長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに調査を行い、火災予防上支障がないと認めるときは、その副本に様式第14号の承認済の印を押して申請者に交付しなければならない。

（禁煙等の標識）

第5条の2 条例第23条第2項の規定による標識は、幅25センチメートル以上、長さ50センチメートル以上としなければならない。

（喫煙所の表示）

第6条 条例第23条第4項第2号の規定による標識は、幅30センチメートル以上、長さ10センチメートル以上とし、地を白色、文字を黒色として、「喫煙所」と表示しなければならない。

（危険物等の標識及び掲示板等）

第7条 条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び第別条第2項第1号の規定による標識及び掲示板は、幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上とし、地を白色、文字を黒色として、標識には「少量危険物貯蔵取扱所」又は「指定可燃物貯蔵取扱所」等と表示しなければならない。

2 前項の掲示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けなければならない。

(1) 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有す

るもの若しくは禁水性物品（政令第10条第1項第10号の禁水性物品をいう。）にあつては「禁水」

(2) 第2類の危険物（引火性固体を除く。）にあつては「火気注意」

(3) 第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品（政令第25条第1項第3号の自然発火性物品をいう。）、第4類の危険物又は第5類の危険物にあつては「火気厳禁」

3 条例第33条第3項又は第34条第2項第1号の規定中、防火に関し必要な事項の掲示は、可燃性液体額等にあつては「火気厳禁」、綿花類等にあつては「火気注意」と表示しなければならない。

4 前2項の規定による掲示板の色は、「禁水」を表示するものにあつては地を青色、文字を白色とし、「火気注意」又は「火気厳禁」を表示するものにあつては地を赤色、文字を白色とする。

（定員等の表示板）

第8条 条例第39条第4号の規定による表示板は、幅30センチメートル以上、長さ25センチメートル以上とし、地を白色、文字を黒色にしなければならない。

2 条例第39条第4号の満員札は、幅50センチメートル以上、長さ25センチメートル以上とし、地を赤色、文字を白色にしなければならない。

（指定催しの通知）

第8条の2 条例第42条の2第3項の規定による通知は、様式第1号によらなければならない。

（公示方法）

第8条の3 条例第42条の2第3項の規定による公示は、八幡浜地区施設事務組合公告式条例（昭和44年条例第1号）及び八幡浜地区施設事務組合消防本部ホームページへの掲載によりこれを行う。

2 前項の規定により公示する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 指定催しの名称、開催場所及び開催期間

(2) その他消防長が必要と認める事項

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第8条の4 条例第42条の3第2項の規定による計画の提出は、様式

第 1 号の 2 によらなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出)

第 9 条 条例第 4 3 条の規定による届け出は、様式第 1 号の 3 によらなければならない。

(火を使用する設備等の設置届出)

第 1 0 条 条例第 4 4 条の規定による届け出は、次の各号の区分によらなければならない。

(1) 第 1 号から第 8 号の 2 までの届け出は、様式第 2 号

(2) 第 9 号から第 1 3 号までの届け出は、様式第 3 号

(3) 第 1 4 号の届け出は、様式第 4 号

(4) 第 1 5 号の届け出は、様式第 5 号

(火災とまぎらわしい行為等の届出)

第 1 1 条 条例第 4 5 条の規定による届け出は、次の各号の区分によって作成しなければならない。ただし、第 1 号の届け出については、消防署長において支障がないと認めた場合及び第 4 号並びに第 5 号の届け出で、特に緊急を要し消防署長において支障がないと認めた場合は、口頭又は電話をもってこれにかえることができる。

(1) 第 1 号の届け出は、様式第 6 号

(2) 第 2 号の届け出は、様式第 7 号

(3) 第 3 号の届け出は、様式第 8 号

(4) 第 4 号の届け出は、様式第 9 号

(5) 第 5 号の届け出は、様式第 1 0 号

(6) 第 6 号の届け出は、様式第 1 0 号の 2

(指定<sup>とう</sup>洞道の届出)

第 1 2 条 条例第 4 5 条の 2 の規定による届け出は、様式第 1 0 号の 3 によらなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第 1 3 条 条例第 4 6 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による届け出は、様式第 1 1 号又は第 1 1 号の 2 によらなければならない。

(タンク検査申請等)

第 1 4 条 条例第 4 7 条の規定に基づくタンクの水張検査又は水圧検査

を受けようとする者は、様式第 11 号の 3 により申出なければならない。

- 2 消防長は、前項の規定によるタンクの検査を行った結果、当該タンクが条例第 31 条の 4 から第 31 条の 6 まで（タンク検査に係るものに限る。）の技術上の基準に適合すると認めるときは、当該タンクの検査を申請した者に、危険物の規制に関する規則（昭和 47 年総理府令第 55 号）第 6 条の 4 第 2 項の規定を準用しタンク検査済証を交付するものとする。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第 14 条の 2 条例第 47 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第 47 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第 14 条の 3 条例第 47 条の 2 第 1 項の公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、八幡浜地区施設事務組合消防本部ホームページへの掲載により行う。

- 2 前項の規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
  - (2) 前条第 2 項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対

象物の部分を含む。)

(3) その他消防長が必要と認める事項

(小火災の届出)

第15条 条例第48条の規定による届け出は、様式第12号によらなければならない。ただし、消防長において支障がないと認めたものについては、口頭又は電話をもってこれにかえることができる。

(届出書等の受理)

第16条 この規則の規定による届出書等は、正副2部を提出しなければならない。ただし、条例第45条第1号、第4号及び第5号による届出書については、この限りでない。

2 消防長又は消防署長は、前項の届出書を受理したときは、速やかに調査を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、その副本に様式第15号又は様式第15号の2の届出済の印を押して届出者に交付しなければならない。

(手数料の納付)

第17条 八幡浜地区施設事務組合消防手数料条例（昭和59年条例第2号）の規定により納付すべき手数料は、申請書を提出するときに納付しなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則（平成4年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第4号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第4号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第2号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第2条に掲げる規定は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第16号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

様式第 1 号

指定催しの指定通知書

八施消 第 号  
年 月 日

(催しを主催する者) 様

八幡浜地区施設事務組合  
消防長 印

八幡浜地区施設事務組合火災予防条例第 4 2 条の 2 の規定に基づき、  
下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に八幡浜地区施設事務組合長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に八幡浜地区施設事務組合を被告として指定の取り消しの訴えを提起することができる。(訴訟において八幡浜地区施設事務組合を代表するものは八幡浜地区施設事務組合長となる。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に八幡浜地区施設事務組合を被告として指定取り消しの訴えを提起することができる。

様式第1号の2

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様			
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名 防火担当者 住 所 (電話 ) 氏 名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの 開催場所			
指定催しの 名 称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの 人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その他必要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 印のある欄には、該当の印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の3

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
八幡浜地区施設事務組合消防長 様					
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名					
所在地	電話 番				
名称			主要用途		
建築確認年月日			建築確認番号	第 号	
※消防同意年月日			※消防同意番号	第 号	
工事着手 年 月 日	工事完了 (予定)年月日		工事完了 (予定)年月日		
他の法令に よる許可					
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>
従業員数			公開時間又 は従業員時間		
屋外消火栓 動力消防ポンプ 消防用水の概要					
その他 必要な事項					
※受付欄			※経過欄		

防火対象物棟別概要〔第号〕	用途		構造					
	種類	床面積 ㎡	用途	消防用設備の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
階別								
階								
階								
階								
階								
階								
階								
計								

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第 1 号の 3 防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

様式第1号の3 防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要 〔第 号〕	用途		構造					
	種類 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

防火対象物棟別概要 〔第 号〕	用途		構造					
	種類 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考

1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号

炉・厨房・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
 ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
八幡浜地区施設事務組合（消防長・消防署長）様					
届出者					
住所					
(電話 番)					
氏名					
防火 対象 物	所在地	電話 番			
	名称			主要用途	
設置 場所	用途		床面積	m <sup>2</sup>	消防用設備等又は
	構造		階層		特殊消防用設備等
届 出 設 備	設備の種類				
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日		
	設備の 概要				
	使用する 燃料・熱源 ・加工液	種 類	使 用 量		
	安全装置				
取扱責任者の職氏名					
工事施工者	住所	電話			
	氏名				
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第 3 号

急速充電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備  
変電設備  
蓄電池設備  
設置届出書

年 月 日					
八幡浜地区施設事務組合（消防長・消防署長）様 届出者 住所 （電話 番） 氏名					
防火 対象 物	所在地	電話 番			
	名称		用途		
設置 場所	構 造		場 所		床 面 積
			屋内（階）・屋外		m <sup>2</sup>
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備
届 出 設 備	電 圧	V	全出力又は 蓄電池容量	kW kWh	
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要	種 別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他		
主任技術者氏名					
工事施工者	住 所	電話			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第 4 号

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合（消防長・消防署長）様 届出者 住 所 （電話 番） 氏 名			
防火対象物	所 在 地	電 話 番	
	名 称	用 途	
届出設備	設 備 容 量		
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日	
	設 備 の 概 要		
工 事 施工者	住 所	電 話	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第 5 号

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日									
八幡浜地区施設事務組合（消防長・消防署長）様 届出者 住 所 (電話 番) 氏 名									
設置請負者			住所		電話 番				
			氏名						
監視人氏名									
設置期間			掲揚		自 至				
			けい留		自 至				
設置目的									
設置場所	地名・地番								
	地上又は屋上の別				用途		立入禁止の方法		
充てん又は作業の方法				日時		場所			
				方法		ガス置場			
構造	気球型		直径		材質				
			体積		厚さ				
	掲揚鋼		材質		太さ				
	電飾	電球の定格電圧			灯数		配線方式		直列・並列
電線の種類			断面積						
総重量					その他 必 要 事 項				
支持方法		掲揚							
				けい留					
※ 受付欄				※ 経過欄					

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第 6 号

火災とまぎらわしい煙又は  
火災を発するおそれのある行為の  
届出書

年 月 日	
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名	
発生予定日時	自 至
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7号

煙火 仕上げ  
仕掛け 届出書

年 月 日	
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名	
仕上げ 仕掛け 予定日時	自 至
仕上げ 仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
仕上げ・仕掛け に直接従事する 責任者の氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要を記入すること。
- 5 仕上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第 8 号

催物開催届出書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様			
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名			
防火対象物	所在地		
	名 称	本来の目的	
使用箇所	位 置	面 積	客席の構造
		m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間		開催時期	
収容人員		避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者	住 所		氏 名
そ の 他 必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第9号

水道断水届出書  
減

年 月 日	
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名	
断 減 水 予 定 日 時	自 至
断 減 水 区 域	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断、減水区域の略図を添付すること。

様式第10号

道路工事等届出書

年 月 日	
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名	
工事予定日時	自  至
路線及び箇所	
工事内容	
現場責任者氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

様式第10号の2

露店等の開設届出書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様			
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者 氏 名	(電話 )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。



様式第 1 1 号

少量危険物 貯 蔵  
届出書  
指定可燃物 取扱い

年 月 日				
八幡浜地区施設事務組合（消防長・消防署長）様 届出者 住 所 (電話 番) 氏 名				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯 蔵 又 は 取扱方法の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設置の概要				
消防用設備等 又は特殊消防用 設備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又 は 期 間				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の略図を添付すること。

様式第 1 1 号の 2

少量危険物 貯 蔵  
 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
八幡浜地区施設事務組合（消防長・消防署長）様 届出者 住 所 （電話 番） 氏 名				
貯蔵又は取扱い の 場 所	所在地			
	名 称			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯 蔵 又 は 取扱方法の概要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設置の概要				
消防用設備等 又は特殊消防用 設備等の概要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 1 号の 3

タンク 検 査 申 請 書

年 月 日		
八幡浜地区施設事務組合消防長 様		
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名		
設置者	住 所	
	名 称	
設 置 場 所		
タンクの種別		
タンク 構造	形 状	
	寸 法	
	材質記号 及び板厚	
タンクの最大常用圧力		
検 査 の 種 類 及 び 検 査 希 望 年 月 日		
タンクの製造者及び 製 造 年 月		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
	検査年月日	
	検査番号	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 タンクの構造明細図書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 2 号

火 災 発 生 届 出 書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合消防長 様			
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名			
出火責任者住所 職 業 氏 名 生 年 月 日			
出 火 場 所			
出 火 時 間		鎮 火 時 間	
出 火 原 因			
鎮 火 方 法			
損 害 見 積 額			
火 災 保 険 額			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 1 3 号

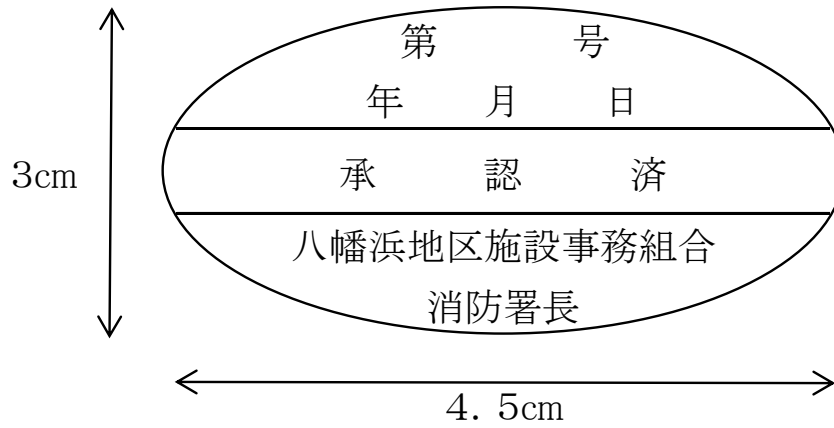
禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
八幡浜地区施設事務組合消防署長 様			
届出者			
住 所			
(電話 番)			
氏 名			
火災予防条例第 2 3 条第 1 項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。			
防火対象物	所在地	電話 番	
	名称	用途	
	権原者氏名		
指定場所	階	階の用途	
	名称	場所の用途	
	構造		
解除を受けようとする行為	種類	喫煙、裸火使用、危険物品持込み	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	理由		
	内容		
行為者	住所		
	職業		
	氏 名	( 歳 ) 男・女	
火災予防上講じた措置	(承認)		

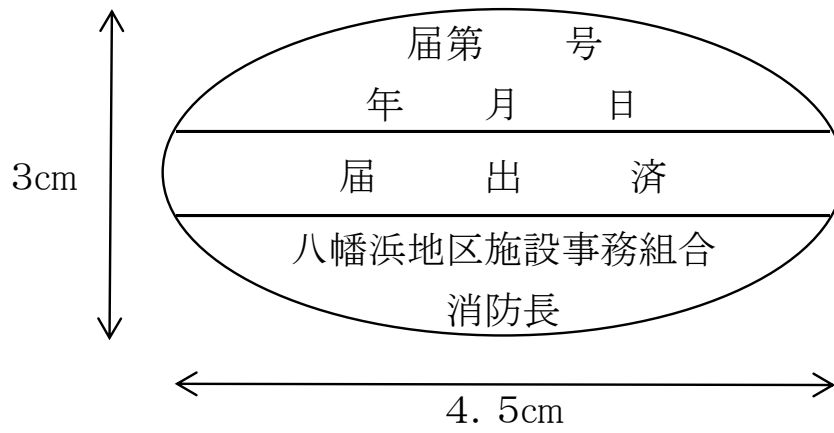
備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 3 行為者が 2 名以上の場合は、その所属、氏名、年齢、性別等を記載した書類を添付すること。

様式第14号



様式第15号



様式第15号の2

